

## 入札説明書

令和7年度 沖縄県立博物館・美術館 沖縄戦後80年 博物館特別展「戦災文化財」に係る写真募集等委託業務の一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によって執行する。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、下記のとおりである。

### 1 公告日

令和7年5月20日（火）

### 2 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度 沖縄県立博物館・美術館 沖縄戦後80年 博物館特別展「戦災文化財」に係る写真募集等委託業務
- (2) 仕様書 別紙のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～令和8年3月31日まで

### 3 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月5日（木）午後13時30分
- (2) 場所 沖縄県立博物館・美術館3階 博物館会議室

### 4 本件に関する入札事前説明会及び参加申込

入札事前説明会を開催する。参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること

- (1) 提出期限 令和7年5月22日（木）午後5時00分まで
- (2) 提出書類 入札事前説明会参加申込書（「各種様式」データにあり）
- (3) 提出方法 FAXで送付すること（受信確認を行って下さい。）  
※FAX：098-941-3650 電話：098-851-5401（博物館班直通）
- (4) 説明会日時 令和7年5月23日（金）午後1時30分～午後2時30分
- (5) 説明会場所 沖縄県立博物館・美術館 3階 博物館研修室  
（沖縄県那覇市おもろまち3-1-1）

### 5 本件に関する質問と回答

- (1) 質問は、令和7年5月29日（木）午後12時00分までに質問書（「各種様式」データにあり）をFAXで送付すること（受信確認を行って下さい。）。
- (2) 質問に対する回答は、令和7年5月30日（金）までに沖縄県ホームページ掲載し、個別の回答は行わない。ただし、質問がない場合は公表しない。  
※FAX：098-941-3650 電話：098-851-5401（博物館班直通）

### 6 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの  
①一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- ②定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）
- ③県税に未納がないことを証する書類
- (2) 当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できる技術、知識等を有するもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者であること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続きの申し立てがなされている者でないこと
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
- (6) 次に掲げる者に該当する者でないこと
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
  - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
  - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる者
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること
- (9) 労働関係法令を遵守していること
- (10) 県内に本店又は支店、営業所を有する者であること
- (11) 県税に未納がないこと
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと

## 7 入札参加資格申請書等の提出及び参加資格の審査について

本件にかかる入札参加を希望者は、下記の資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

- (1) 提出書類
  - ア 申請書等提出確認票
  - イ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）
    - ※沖縄県競争入札参加者名簿に登録されている者は、沖縄県物品管理課より通知される「審査結果通知書」の写しも提出する。
    - ※名簿に登録されていない者は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）と納税証明書原本（下記カ）を提出する。
  - ウ 一般競争入札参加資格の履行実績
  - エ 履行実績を確認できる契約書等の写し（2 件以上）
  - オ 誓約書
  - カ 県税に関し未納がないことを証する書類
    - ※都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書の原本（3 ヶ月以内に発行）

キ 労働保険に加入し未納がないことを証する書類（加入義務がない場合を除く）

※例：労働保険証明願の原本

労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）、納付書・領収証書（領収印があるもの）、口座振替結果のお知らせ（申請所名が入っている部分を含む）、労働保険事務組合からの領収書等、納入額の告知書と振込・口座振替明細等の写し

ク 健康保険・厚生年金保険に加入し未納がないことを証する書類（加入義務がない場合を除く）

※例：社会保険料納入証明書の原本

厚生労働省からの保険料納入告知書・領収済通知書、納付書・領収証書（領収印があるもの）、領収済通知書（領収印があるもの）、社会保険料納入証明書、納入額の告知書と振込・口座振替明細等の写し

ケ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）

コ 入札保証金納付書発行依頼書

※上記ウ・エが提出できない場合

(2) 提出方法等

ア 提出方法 持参

イ 提出期間 公告日から令和7年6月3日（火）午後12時00分まで

ウ 提出場所 〒900-0006 那覇市おもろまち3丁目1番1号

沖縄県立博物館・美術館3階 博物館班

電話：098-851-5401 F A X：098-941-3650

(3) 入札参加可否の通知

入札参加の可否は、令和7年6月4日（水）までに通知する。

(4) その他

ア 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には申込者に無断で使用しない。

イ 提出された申込書及び関係書類は返却しない。

ウ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

## 8 入札保証金の納付方法及び免除申請方法

本件の入札に参加する者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、見積る契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）の100分の5以上の金額を入札前までに納付すること。

(1) 納入通知書による納付

①入札保証金納入通知書発行依頼書に必要事項を記入し、令和7年5月30日（金）午後12時00分までに沖縄県立博物館・美術館（博物館班）へF A Xで提出すること（受信確認を行って下さい）。

②納入通知書を博物館班で受け取り、記載されている金融機関で入札保証金を納めること

③令和7年6月3日（火）午後12時00分までに沖縄県立博物館・美術館（博物館班）へ領収書の写しを提出すること

## (2) 免除申請

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。免除を受ける者は、下記の内容を証明する書類を沖縄県立博物館・美術館博物館班に提出すること

- ①保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する書類を提出した場合
- ②国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2ヶ年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合

## (3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金に充当した上で業務履行後に還付する。

## 9 入札の方法

以下に示すものの他は当該入札公告の示すとおり。

### (1) 入札書の作成方法

- ア 入札書は沖縄県財務規則様式第56号（その1）を使用し、記入例によって必要事項をもれなく記入し、代表者印を押印すること。
- イ 入札書には、本件に要する一切の諸経費を見積金額として記載すること。
- ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」）を、算用数字をもって入札書に記載すること。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影もしくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (10) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印のいずれかがないもの

## 11 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定にあたっては、有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札者の記名、押印、入札金額、日付等の誤りがないように確認すること。
- (3) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。  
なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (5) 委任状を提出した代理人が入札する際は、「委任状に押印した印」と同じ印鑑を用いて入札書に押印すること。
- (6) 1回の入札で落札しない場合は、再度入札を行うので、入札書は3部用意すること。
- (7) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (8) 入札参加資格通知書を受理した後、入札書を提出前に入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。